

<日本認知症予防学会専門医の更新制度概要> 2018年9月21日改訂版

1	更新要件	<p>(1) 認知症予防専門医資格取得後、通算5年間本学会会員であること (途中休会も有り得る)</p> <p>(2) 5年間で30単位以上取得すること（組み合わせ自由）</p>
2	更新に必要な付与単位	<p>(1) 学術集会参加で10単位</p> <p>(2) 春期教育セミナー受講（+小テスト合格）で5単位</p> <p>(3) 学術集会時の教育セミナー受講（+小テスト合格）で10単位</p> <p>(4) 学術集会時の認知症予防専門医スキルアップ講座受講で10単位：推奨講座（必須では無い）</p> <p><u>(5) 認知症診療向上委員会の事前承認を得て公表された講習会で2単位</u></p> <p><u>(6) 認知症予防専門医教育セミナー・認知症予防専門医スキルアップセミナーの講師を行った場合は資格更新の単位を免除する</u></p> <p>※1回の学術集会で(3)(4)の両方を受講し、両方の単位取得は不可。 但し1回の学術集会で(3)(4)のどちらか受講し10単位取得は可。</p>

◆更新時には以下が必要となります。

- (1) 学術集会参加の領収証 (2)・(3)・(4) は単位取得証 (5) は参加証明証